

議案第31号

備前市職員の給与に関する条例及び備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の給与に関する条例及び備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市職員の給与に関する条例及び備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

(備前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第25条の2の次に次の1条を加える。

(外国勤務者の給与)

第25条の3 備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(令和5年備前市条例第 号)第2条の規定により外国において勤務する職員については、給料、扶養手当(職員が配偶者を伴う場合は、配偶者に係る部分を除く。)、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、これら以外の給与は支給しない。

(備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 備前市職員特殊勤務手当支給条例(平成17年備前市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 外国勤務手当

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(外国勤務手当)

第20条 外国勤務手当は、備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(令和5年備前市条例第 号)第2条の規定により外国において勤務する職員(以下「外国勤務職員」という。)に対して支給する。

2 前項の外国勤務手当の月額は、外国勤務職員が勤務する勤務地(以下「勤務地」という。)に所在する在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。次項において「法」という。)の規定により支給されることとなる総領事館(総領事館が設置されていない勤務地にあつては、当該勤務地が属する国の大使館)に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 前項に定めるもののほか、外国勤務職員に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項の規定による額に加算して支給する。

(1) 外国勤務職員が勤務地においてその住居に係る費用を負担している場合 法第12条第1項ただし書の規定による限度額の範囲内において規則で定める額

(2) 外国勤務職員が配偶者を勤務地に随伴する場合 前項の規定による額に100分の20を乗じて得た額

(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであつて市長が定めるもの(以下「年少子女」という。)が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務職員が必要な経費を負担しているとき 法第15条の2第1項の規定による額

4 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務職員に対しては、年少子女1人につき、同号に規定する額の100分の400に相当する額を超えない範囲内において規則で定める額を第2項の規定による額に加算して支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第31号参考資料

備前市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行
(外国勤務者の給与) 第25条の3 備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(令和5年備前市条例第 号)第2条の規定により外国において勤務する職員については、給料、扶養手当(職員が配偶者を伴う場合は、配偶者に係る部分を除く。)、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、これら以外の給与は支給しない。	

備前市職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略) (13) 外国勤務手当 (外国勤務手当) 第20条 外国勤務手当は、備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(令和5年備前市条例第 号)第2条の規定により外国において勤務する職員(以下「外国勤務職員」という。)に對して支給する。 2 前項の外国勤務手当の月額は、外国勤務職員が勤務する勤務地(以下「勤務地」という。)に所在する在外公館に勤務する外務公務員である	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略)

とした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。次項において「法」という。)の規定により支給されることとなる総領事館(総領事館が設置されていない勤務地にあっては、当該勤務地が属する国の大使館)に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 前項に定めるもののほか、外国勤務職員に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項の規定による額に加算して支給する。

(1) 外国勤務職員が勤務地においてその住居に係る費用を負担している場合 法第12条第1項ただし書の規定による限度額の範囲内において規則で定める額

(2) 外国勤務職員が配偶者を勤務地に随伴する場合 前項の規定による額に100分の20を乗じて得た額

(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの(以下「年少子女」という。)が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務職員が必要な経費を負担しているとき 法第15条の2第1項の規定による額

4 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務職員に対しては、年少

子女1人につき、同号に規定する額の100分の400に相当する額を超えない範囲内において規則で定める額を第2項の規定による額に加算して支給する。 (支給方法) 第21条 (略) (委任) 第22条 (略)	(支給方法) 第20条 (略) (委任) 第21条 (略)
--	---